

福岡県公報

平成20年6月2日
第2830号

目次

告示(第904号 - 第912号)

土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	3
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出			

(中小企業振興課) 3

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
保安林の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	4
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	5

公告

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	6
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	7
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
意見募集の結果の公示	(水産振興課)	9

公安委員会

少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	9
指定車両移動保管機関の指定の廃止	(警察本部駐車対策課)	9

告示

福岡県告示第904号

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
福島大	久留米市大橋町常持907番地
秋永昌昭	" " " 230番地1
合原昭	" " " 33番地3
鹿毛俊明	" " 蜷川1441番地17
末次裕次	" " 常持343番地5
柳瀬浩二	" " 合楽133番地
石井庸	" " " 256番地3
平田裕二	" " 蜷川1051番地
秋吉政信	" " " 246番地2
酒見隆一	" " " 1207番地
益永輝幸	" " " 422番地8

2 退任監事

氏名	住所
中村茂	久留米市大橋町蜷川1180番地
古賀秀明	" " 常持1046番地3
合原光行	" " 合楽430番地2

3 就任理事

氏名	住所
鹿毛英司	久留米市大橋町合楽342番地1
末次守	" " 常持770番地1

石井保利	"	"	合楽538番地3
鹿毛隆則	"	"	蜷川1398番地
古賀貞敏	"	"	常持885番地
鹿毛林	"	"	" 919番地2の1
幸若雅樹	"	"	合楽411番地
原和弘	"	"	蜷川1081番地1
木稲義登	"	"	" 1228番地1
益永ヨシ子	"	"	" 1441番地15
鹿毛保	"	"	" 1201番地

4 就任監事

氏名	住所
古賀一成	久留米市大橋町常持935番地2
二俣一郎	" " 合楽99番地1
鹿毛努	" " 蜷川1492番地

福岡県告示第905号

田川郡赤池町上野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
浦田鷹彦	田川郡福智町上野1172番地
皆川學	" " " 1110番地1
武末豊作	" " " 598番地
浦田章三	" " " 117番地5
大久保和仁	" " " 571番地
安永榮一	" " " 574番地2

武末敏之	"	"	" 573番地
太田欣平	"	"	" 2506番地
宮崎眞一	"	"	" 669番地
太田隆徳	"	"	" 662番地
太田清隆	"	"	" 664番地
太田五郎	"	"	" 581番地4
定宗義孝	"	"	" 584番地1
兼重正	"	"	" 477番地2
太田勝正	"	"	" 688番地

2 退任監事

氏名	住所
安永正和	田川郡福智町上野574番地1
田口龍男	" " " 682番地

3 就任理事

氏名	住所
定宗義孝	田川郡福智町上野584番地1
武末孝信	" " " 716番地3
田口龍男	" " " 682番地
田口孝幸	" " " 676番地
定宗義毅	" " " 632番地2
太田隆徳	" " " 662番地
兼重正	" " " 477番地2
太田五郎	" " " 581番地4
武末敏之	" " " 573番地
安永榮一	" " " 574番地2
柴田晋一	" " " 617番地
武末博	" " 赤池399番地107

久原 義夫	〃 〃 上野2500番地
安武 丞治	〃 〃 〃 2510番地

4 就任理事

氏名	住所
太田 政文	田川郡福智町上野2552番地2
太田 孝司	〃 〃 〃 474番地2

福岡県告示第906号

若宮町吉川土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
大村 國重	宮若市小伏344番地

福岡県告示第907号

矢部川左岸上流土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
南嶋 精治	みやま市瀬高町長田1171番地

福岡県告示第908号

柳川西部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律

第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
椋島 盛治	柳川市南浜武258番地1
椋島 照弘	〃 〃 309番地1

福岡県告示第909号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年5月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ハローデイ新宮店
 (2) 所在地 福岡県粕屋郡新宮町美咲二丁目1番41号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローデイ	午前9時30分	午後9時	午前9時	午後11時
株式会社ドラッグイレブン	午前10時	午後9時	午前10時	午後10時

株式会社ファースト小倉	午前10時	午後9時	午前9時	午後11時
株式会社ビコムキタムラ	午前10時	午前1時	午前10時	午前2時

福岡県告示第910号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字津波黒字イテリウ268 - 1、275 - 1 及び275 - 6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字津波黒267番地 2

松 井 源 三

福岡県告示第911号

平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑 後 ・ 矢 部 川	水 源 か ん 養 保 安 林	矢 部 川	筑 後 ・ 矢 部 川 森 林 計 画 区	1349.07
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	376.82
〃	水 源 か ん 養 保 安 林	筑 後 川	〃	1530.12
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	596.82
〃	干 害 防 備 保 安 林	う き は	う き は 市	0.40
福 岡	水 源 か ん 養 保 安 林	福 岡	福 岡 森 林 計 画 区	2098.32
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	539.31
〃	干 害 防 備 保 安 林	筑 紫 野	筑 紫 野 市	3.00
遠 賀 川	水 源 か ん 養 保 安 林	遠 賀 川	遠 賀 川 森 林 計 画 区	2708.38
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	234.50
〃	干 害 防 備 保 安 林	嘉 麻	嘉 麻 市	0.08
〃	〃	宮 若	宮 若 市	0.22
〃	〃	飯 塚	飯 塚 市	0.60
〃	水 源 か ん 養 保 安 林	北 九 州	遠 賀 川 森 林 計 画 区	835.92
〃	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	〃	〃	219.65

〃	水源かん養保安林	今川	〃	1733.36
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	582.62
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	500.92
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	795.18

福岡県告示第912号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
太宰府市通古賀土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
(変更前)
平成18年4月12日から平成21年10月31日まで
(変更後)
平成18年4月12日から平成21年3月31日まで
- 3 施行地区
太宰府市大字通古賀字関屋、字久保田及び大字国分字久保田の各一部
- 4 事務所の所在地
太宰府市坂本1丁目138番1号
- 5 設立認可の年月日
平成18年3月29日
- 6 変更認可の年月日
平成20年5月22日

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類
福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
津屋崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
須恵都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
宇美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

夜須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 甘木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 二丈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

2 開催の日時、場所等

(1) 日時

平成20年6月23日（月） 午後2時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

福岡県吉塚合同庁舎（福岡市博多区吉塚本町13番50号）特6会議室

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

各都市計画に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に「大規模集客施設の立地誘導方針」を位置づけるもの

(2) 閲覧

平成20年6月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課並びに福岡市、大野城市、春日市、志免町、粕屋町、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、福津市、宗像市、前原市、志摩町、須恵町、宇美町、筑前町、朝倉市及び二丈町の都市計画所管課において、公衆の閲覧に供する。

なお、市町において閲覧できる都市計画の案は当該市町を区域とするものに限る。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年6月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布するほか県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からも入手できる。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 芦屋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 行橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 豊前都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 吉富都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 椎田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）
 豊津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

2 開催の日時、場所等

(1) 日時

平成20年6月27日(金) 午前10時から午前12時まで

(2) 場所

福岡県小倉総合庁舎(北九州市小倉北区内7番8号)大会議室

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

各都市計画に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に「大規模集客施設の立地誘導方針」を位置づけるもの

(2) 閲覧

平成20年6月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課並びに北九州市、中間市、苅田町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、行橋市、豊前市、吉富町、築上町及びみやこ町の都市計画所管課において、公衆の閲覧に供する。

なお、市町において閲覧できる都市計画の案は当該市町を区域とするものに限る。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年6月16日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布するほか県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からも入手できる。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

飯塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

稲築都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

山田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

直方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

宮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

田川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

添田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

鞍手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

小竹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

桂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)

2 開催の日時、場所等

(1) 日時

平成20年6月27日(金) 午後3時から午後5時まで

(2) 場所

福岡県飯塚総合庁舎(飯塚市新立岩8番1号)別棟会議室

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

各都市計画に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に「大規模集客施設の立地誘導方針」を位置づけるもの

(2) 閲覧

平成20年6月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課並びに飯塚市、嘉麻市、直方市、宮若市、田川市、添田町、川崎町、鞍手町、小竹町及び桂川町の都市計画所管課において、公衆の閲覧に供する。

なお、市町において閲覧できる都市計画の案は当該市町を区域とするものに限る。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年6月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布するほか県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からも入手できる。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

三潨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

八女都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

大川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

瀬高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

筑後都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

柳川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

黒木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

広川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

立花都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

2 開催の日時、場所等

(1) 日時

平成20年6月23日（月） 午前10時から午前12時まで

(2) 場所

福岡県久留米総合庁舎（久留米市合川町1642番地の1）大会議室

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

各都市計画に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に「大規模集客施設の立地誘導方針」を位置づけるもの

(2) 閲覧

平成20年6月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課並びに久留米市、小都市、大牟田市、八女市、大川市、みやま市、筑後市、柳川市、黒木町、広川町、大刀洗町及び立花町の都市計画所管課において、公衆の閲覧に供する。

なお、市町において閲覧できる都市計画の案は当該市町を区域とするものに限る。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年6月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布するほか県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からも入手できる。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

福岡県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則案について、平成20年2月8日から平成20年2月29日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年3月31日に公布しました。

平成20年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

農林水産部水産局水産振興課環境内水面係

電話：092 - 643 - 3563

メールアドレス：suisan@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第173号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成20年6月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成20年6月2日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
赤荻 博司	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
早舟 達智	092 - 805 - 6110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
磯部 明智	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署（少年係）	大牟田警察署の管轄区域

福岡県公安委員会告示第180号

指定車両移動保管機関の指定（昭和62年4月福岡県公安委員会告示第32号）は、廃止する。

平成20年6月2日

福岡県公安委員会